生第105760号	鉱さいけい酸質肥料	くみあい珪酸苦土石灰粒状テツ15号	株式会社テツゲン	東京都千代田区富士見一丁目４番４号
生第105761号	化成肥料	新有機入り高度化成100号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第105765号	混合微量要素肥料	MKトレ配合	株式会社マカショー	静岡県藤枝市五十海四丁目５番10号
輸第13889号	水酸化苦土肥料	苦土の恵み　水マグ60	ユニメイト通商株式会社	神奈川県横浜市鶴見区北寺尾三丁目16番16―１号
輸第105745号	配合肥料	AGTC―MMK―01	株式会社アグテコ	滋賀県野洲市吉川5401番地
輸第105749号	硫酸苦土肥料	硫酸苦土肥料	旭化学工業株式会社	奈良県生駒郡斑鳩町大字高安500番地
輸第105750号	混合マンガン肥料	粒状肥料GT７号	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第105755号	副産肥料	軽焼マグネシア80	株式会社welzo	福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目14番３号
輸第105757号	水酸化苦土肥料	水マグ55HY	日越化学株式会社	熊本県熊本市東区桜木五丁目７番30号
輸第105763号	化成肥料	化成肥料３―53	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第105767号	硫酸加里苦土	硫酸加里苦土20.5―17.5	住友商事株式会社	東京都千代田区大手町二丁目３番２号
輸第105768号	硝酸石灰	硝酸カルシウム14	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千百十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第四項の規定に基づき、次のように肥料の名称の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年七月三十一日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

１　肥料の名称の変更

登録番号　輸第9280号
　変更前　シンプロット・シグネチャーＣＭ
　変更後　シグネチャーＣＭ
登録番号　輸第9281号
　変更前　シンプロット・シグネチャーアイアンプラス
　変更後　シグネチャーアイアンプラス
登録番号　輸第9283号
　変更前　シンプロット・リキマックス40
　変更後　リキマックス40
登録番号　輸第9284号
　変更前　シンプロット・リキマックスグリーンマックス
　変更後　リキマックスグリーンマックス
登録番号　輸第9293号
　変更前　シンプロット・シグネチャーコントロールＰＫ
　変更後　シグネチャーコントロールＰＫ
登録番号　輸第9294号
　変更前　シンプロット・リキマックス10
　変更後　リキマックス10
登録番号　輸第9295号
　変更前　シンプロット・リキマックス12
　変更後　リキマックス12
登録番号　輸第9438号
　変更前　シンプロット・シグネチャートレース
　変更後　シグネチャートレース
登録番号　輸第10387号
　変更前　シンプロット・リキマックス・トリプル10
　変更後　リキマックス・トリプル10
登録番号　輸第11163号
　変更前　シンプロット・リキッドシリカ
　変更後　リキッドシリカ
登録番号　輸第107271号
　変更前　粒状　硝酸加里
　変更後　硝酸加里

○農林水産省告示第千百十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年七月三十一日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第70113号	配合肥料	バイタルパウダー２号	共栄肥料工業株式会社	静岡県静岡市清水区長崎174番地の１
輸第13899号	化成肥料	化成肥料１号	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号
輸第13902号	硫酸アンモニア	硫安20.5	千代田肥糧株式会社	愛知県名古屋市港区藤前二丁目201番５

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）